



きれいな学校 輝く笑顔 ~J(授業)A(挨拶)S(清掃)MI(身だしなみ)N(仲間)~

大久保中だより

〒338-0815 さいたま市桜区五関282

Tel 048-852-3554 Fax 048-840-1430

Mail Address : okubo-j@saitama-city.ed.jp

「生活のきまりの見直し」を通して育てたい力

校長 海江田 なぎさ

11月も、保護者・地域の皆様には、合唱祭や三者面談、あいさつ運動、下校指導等、様々な御協力をいただき、ありがとうございました。また、お忙しい中、学校評価にも御回答をいただき、ありがとうございました。いただいた回答を、これからの学校教育活動に生かしてまいります。さらに、大久保地区体育祭では、中学生も選手として参加させていただくとともに、吹奏楽部の生徒に活動の機会を与えていただきました。感謝申し上げます。

校則を制定してから一定の期間が経過し、その意義を適切に説明できないような校則については、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、見直す必要があります。本校では、男女別の服装の記載を、来年度、改めることとします。

先日、1、2年の生徒が、来年度に向けて「生活のきまりの見直し」のための学級会活動を行いました。各学級では、右の観点に沿って

「(現行のきまりの表記は) どうして必要なのか、あるいは、必要ないのか、変えた方がよいのか」ということについて話し合いを行い、改正案等を提出しました。今後、中央委員会で検討が行われ、職員会議に提出する生徒原案が作成されます。

生徒自身がその根拠や影響を考えることによって、「必要なきまりだから守ろう」という

意識を醸成すること、さらに、「自分たちで自分たちの生活をよりよくしよう」という意識を高め、身近な課題を自ら解決する力を身に付けることを目指します。

大久保中「生活のきまりの見直しを行う上で必要な観点」

- ①生徒が集中して学習に取り組むために必要なきまりであること
- ②生徒が安心してその他の活動に取り組むために必要なきまりであること
- ③安全な登下校を行うために必要なきまりであること
- ④家庭からの金銭の支出を必要最小限にとどめるために必要なきまりであること
- ⑤教師が、安全に配慮し、学校生活に必要な指導を丁寧におこなうために必要なきまりであること

さて、学校運営協議会のテーマ「ふるさとを愛し、志高く生きる心優しい大久保の子ども」を受けて、今年度、大久保神社社叢の清掃活動のボランティアを募ることとしました。自治協力会、氏子総代会、PTAの方々の御協力をいただきながら、12月24日(日)に実施します。多くの生徒が参加し、「自分も地域の一員である」と感じる機会となればと思います。12月の朝礼で、生徒に向けて話をする予定です。

保護者・地域の皆様の御理解・御協力を賜りながら、2学期のまとめとなる12月も、充実した教育活動を目指してまいります。今月も、どうぞよろしく願いいたします。